

品川区学校施設長寿命化計画策定支援等業務委託  
簡易型プロポーザル方式(公募型)実施要領

1. 募集の内容

(1) 業務件名

「品川区学校施設長寿命化計画策定支援等業務委託」

(以下、本件とする。)

(2) 募集の趣旨及び目的

品川区の学校施設は昭和30年代から昭和40年代に集中的に建設されており、今後これらの建物が一斉に更新時期を迎える。このような中、児童の良好な学習環境や施設の安全性を保ちつつ、更新・維持管理に係るコストの縮減や予算の平準化を図るため品川区学校施設長寿命化計画を策定する予定である。

そこで、豊富な経験と高い専門知識を有する業者から企画提案を募集し、契約をする上で最も適した業者を受託候補者として特定するためにプロポーザルを実施する。

2. 本件の内容

(1) 業務概要

長寿命化計画案(文部科学省発行「学校施設長寿命化計画策定に係る解説書」に定める様式1~7 および、その補足資料)の作成。長寿命化計画の作成に関する以下の事項。

- ① 庁内調整会議への出席および資料作成
- ② 区が指定する学校の増改築・改修案の検討
- ③ その他、委託目的を達成するために監督員が必要と認めた事項

(2) 履行期間

契約締結日から平成32年3月31日(火)までとする。

ただし、成果物の納期に関しては、別途、区の指示によるものとする。

(3) 履行場所

品川区広町2-1-36 (品川区役所)

(4) 予算概要

詳細については説明会開催時に別途提示する。

3. 参加申込に必要な要件等

(1) 東京都電子自治体共同運営サービスにおいて、品川区への競争入札参加資格があること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項(同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む)の規定に該当しないこと。

(3) 品川区工事請負業者指名停止基準(昭和55年10月22日区長決定)による指名停止期間でないこと。

(4) 会社更生法(民事再生法)に基づき更正(再生)手続きがなされていない者(品川区建設

- 工事等競争入札参加資格審査の再認定を受けた者を除く)。  
(5)品川区における建築設計委託業務登録を受けていること。

#### 4. 選定方法

本件に関わる事業者の選定は、品川区簡易型プロポーザル方式実施要綱(平成 20 年3月4日要綱第 19 号)に基づき、以下の二段階審査方式で実施する。

##### (1) 第一次審査(資格審査および書類選考)

- ア. 資格審査については、参加申し込み時に提出される書類により審査する。
- イ. 書類選考については、資格審査の結果、参加資格を有する事業者について、参加申し込み時に提出される書類により選考する。

##### (2) 第二次審査(プレゼンテーションおよびヒアリング)

- ア. 第一次審査を通過した事業者については提案書類の提出を求める。
- イ. 提出された提案書類に基づき、選定審査会においてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施し、提案内容や業務遂行能力を審査する。

##### (3) 受託事業者の特定

第二次審査の結果を踏まえて、選定会議において受託事業者の特定を行う。

#### 5. 提出書類

##### (1) 第一次審査での参加申し込みに係る書類

- ① 簡易型プロポーザル方式(公募型)参加申込書
- ② 会社概要書
- ③ 主要業務実績
- ④ 今回の執行体制

- ・提出期限 : 公募開始後から平成 31 年 1 月 9 日(水) 12:00 まで
- ・提出方法 : 持参
- ・提出場所 : 品川区教育委員会事務局 庶務課 教育施設調整担当
- ・提出部数 : (正) 1部<押印したもの> (写) 3部<押印したもののコピー>

##### (2) 第二次審査での提案に係る書類

- ① 品川区事業者経営分析実施要綱に基づく提出書類
- ② 第二次審査提案書提出届
- ③ 業務提案書
- ④ 見積書

- ・提出期限 : 一次審査結果受領日から  
平成 31 年 1 月 28 日(月) 12:00 まで [上記①]  
平成 31 年 2 月 14 日(木) 12:00 まで [上記②・③・④]
- ・提出方法 : 持参
- ・提出場所 : 品川区 教育委員会事務局庶務課 教育施設調整担当
- ・提出部数 : (正) 1部 [上記①]

(正) 1部 (写) 8部 [上記②・③・④]

※①については、提出期限が②・③・④より早いので、注意すること。

※②・③・④については、作成要領等を説明会時に説明する。

## 6. 説明会

第一次審査を通過した事業者を対象に、提案書類の作成要領等を周知するための説明会を開催する。

開催日時：平成31年1月23日(水) 14:00～ 2時間程度

開催場所：品川区役所内 品川区広町2-1-36

※日程を変更する場合がある。

## 7. 選定審査会

選定審査会は、審査基準および審査方法の策定ならびに提案内容の審査を所掌とする。

### (1) 選定審査会の構成

委員長：庶務課長

委員：企画部(施設整備課長、施設整備課建築担当主査)

教育委員会事務局(庶務課施設係長、庶務課教育施設調整担当主査)

### (2) ヒアリング

提案書類に基づき、1社あたり15分程度のプレゼンテーションを行った後、審査会より20分程度、質疑を行う予定。

開催日時：平成31年2月19日(火) 9:00～16:00 (予定)

開催場所：品川区役所内

※詳細が決まり次第、一次審査通過事業者へ別途通知する。

### (3) 審査基準

審査会は、提出書類およびヒアリングの提案内容を、主に以下の観点から評価する。

#### ① 「保有能力」について

同種または類似業務実績・業務遂行能力・経験

#### ② 「執行体制・熱意」について

本件業務遂行のための執行体制、担当者の実績・熱意・品川区の教育および学校施設に関する理解度・提案姿勢・資料調製能力

#### ③ 「提案内容」について

実施方針・提案の企画力・独創性および実現性

#### ④ 「提案者」について

説明力・質疑対応力・社内連携力

#### ⑤ 「価格」について

価格の妥当性

#### ⑥ 「経営・財務状況」について

本件業務遂行のための、経営・財務の健全性

## 8. 選定会議

選定会議は、受託事業者の特定を所掌とする。

## (1) 選定会議の構成

委員長：教育次長

委員：企画部長、施設整備課長、企画調整課長、庶務課長

選定方法

審査会のヒアリング・採点結果および「品川区事業者経営分析実施要綱」に基づいて提出された資料を基に選定する。

## 9. 手続き等

### (1) 質問および回答

本件に関する質問については、次のとおり受け付け、回答する。

#### ① プロポーザル参加申込に関する質問(提案書に関する質疑は受け付けない)

受付期間：公募開始後から平成30年12月21日(金)12:00まで(厳守)

提出方法：書面(FAX または E-mail 可)

回答方法：FAX または E-mail により回答

【質問先】品川区教育委員会事務局 庶務課 教育施設調整担当

TEL:03-5742-6833 FAX:03-5742-6890

E-mail:[shomu-kyoiku@city.shinagawa.tokyo.jp](mailto:shomu-kyoiku@city.shinagawa.tokyo.jp)

#### ② プロポーザル提案書に関する質問

受付期間：平成31年2月1日(金)12:00まで(厳守)

提出方法：書面(FAX または E-mail 可)

回答方法：FAX または E-mail により回答(回答予定日:平成31年2月5日)

【質問先】品川区教育委員会事務局 庶務課 教育施設調整担当

TEL:03-5742-6833 FAX:03-5742-6890

E-mail:[shomu-kyoiku@city.shinagawa.tokyo.jp](mailto:shomu-kyoiku@city.shinagawa.tokyo.jp)

### (2) 辞退

本件への参加の意思を失った場合には、「簡易型プロポーザル方式参加辞退届」を、平成31年2月8日(金)12:00までに提出すること。

【提出先】品川区教育委員会事務局 庶務課 教育施設調整担当

TEL:03-5742-6833 FAX:03-5742-6890

E-mail:[shomu-kyoiku@city.shinagawa.tokyo.jp](mailto:shomu-kyoiku@city.shinagawa.tokyo.jp)

### (3) 選考結果通知

#### ① 第一次審査結果通知

・通知方法：FAX

・通知日：平成31年1月18日(金)

#### ② 委託事業者決定結果通知(第二次審査結果通知)

・通知方法：FAX

・通知日：平成31年3月6日(水)

※委託事業者決定結果通知は、第二次審査を行った事業者のみに通知する。

### (4) 契約

区は、選定された委託事業者と本件の契約締結に向けて協議を行う。委託事業者決定

結果通知をもって契約を締結するものではないので、注意すること。また、事業者が提案した内容をすべて実施するものではなく、契約内容については別途協議する。

## 10. 留意事項

- (1) 申し込み時、申込書および指定された添付書類以外は一切受領しない。
- (2) 提案に要する費用は、事業者が負担することとする。
- (3) 今回の執行体制に記載した配置予定の技術者を変更することはできない。
- (4) 提出物への虚偽記載が判明した場合は、提出物を無効とするほか、指名停止等の処置を行うことがある。
- (5) 受付期限以降における提出物の差し替えおよび再提出は認めない。
- (6) 提出物以外の資料は、ヒアリングにて使用することはできない。
- (7) 提出書類の著作権は、それぞれの参加事業者に帰属するが、提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類は、情報公開の対象になる。ただし、提案書類等、公開することにより明らかに法人等に不利益を与えると認められるものについては非公開とする。
- (9) 区は、提案の実現性を確認するため、必要に応じて参加事業者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- (10) 区は、選考中、選考の経緯・経過等に関する質問には一切応じない。
- (11) 区は、電子メール等の通信事故については、いかなる責任も負わない。
- (12) 学校内部の見学、学校や関係団体等(児童、園児、及び保護者や近隣住民を含む)への問い合わせは、その一切を禁止する。
- (13) 委託事業者決定後、区公式ホームページ等での委託事業者名や審査評価内容及び経過等の公表は行わない。

## 11. 参考図書

- 「品川の教育改革 プラン 21」第7版 (品川区教育委員会)
- 「品川区小中一貫教育要領」(品川区教育委員会)
- 「品川区学校改築計画指針」(品川区公式ホームページ)
- 「小学校施設整備指針」平成 28 年3月改正版 (文部科学省公式ホームページ)
- 「幼稚園施設整備指針」平成 28 年3月改正版 (文部科学省公式ホームページ)
- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」平成 29 年 3 月(文部科学省)

### 【問い合わせ・提出先】

〒140 - 8715 東京都品川区広町二丁目1番 36 号

品川区役所第二庁舎7階

教育委員会事務局 庶務課

教育施設調整担当

TEL : (03)5742-6833 FAX : (03)5742-6890

E-mail : [shomu-kyoiku@city.shinagawa.tokyo.jp](mailto:shomu-kyoiku@city.shinagawa.tokyo.jp)